

町民税・県民税申告について

受付時間 9時～15時
番号札配布時間 8時30分～15時

町民税・県民税申告受付日程表

日 程			対象地域	申告会場
2月	16	水	西地区	西公民館 多目的ホール
	17	木		
	18	金		
	21	月		
	22	火	中央地区	すぎとピア 多目的ホール
	24	木		
	25	金		
	27	日		
	28	月	中央地区	
1	火			
2	水			
3	木			
4	金			
3月	7	月	東地区、南地区、 泉地区	
	8	火		
	9	水		
	10	木		
	11	金		
	14	月		
	15	火		

※番号札の配布は、混雑状況により15時よりも前に終了する場合があります。
※施設の安全上、番号札の配布時間前の来場はご遠慮ください。
※指定された期間に都合が合わない方は、申告期間中であれば随時会場にて受付します。その場合の電話連絡は不要です。
※期間中、税務課窓口での申告受付は行っていません。
※2月27日(日)は混雑が予想されますので、ご了承ください。

申告に必要なもの

- ①「個人番号カード（番号確認と身元確認）」または、「通知カードまたは個人番号記載の住民票（番号確認）+ 運転免許証、健康保険証など（身元確認）」
- ②給与所得者、公的年金所得者は「源泉徴収票」
- ③事業所得者、不動産所得者は「収支内訳書」など（記入済みのもの）
- ④社会保険の「領収書」（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入の方は「所得申告参考資料」、国民年金等に加入の方は「社会保険料控除証明書」など）
- ⑤生命保険料や地震保険料の「控除証明書」
- ⑥障がい者の方は「障害者手帳」など
- ⑦学生は「学生証」
- ⑧医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」（記入済みのもの）
- ⑨その他、「控除関係書類」
- ⑩申告者本人名義の口座番号のわかるもの（所得税還付の場合）

地区について

◇西地区 大字下高野、下野、茨島、大島、高野台東1～2丁目、高野台南1～5丁目、高野台西1～6丁目	◇中央地区 大字杉戸、杉戸1～7丁目、内田1～4丁目、大字清地、清地1～6丁目、大字倉松、倉松1～5丁目、大字本島	◇東・南・泉地区 大字遠野、広戸沼、佐左エ門、並塚、才羽、深輪、屏風、椿、大塚、北蓮沼、堤根、本郷、木津内、宮前、目沼、鷲巣、木野川
--	--	---

所得税の確定申告について

町民税・県民税申告会場では、簡易な所得税の申告も受付しています。
ただし、右記の内容の申告は受付できません。直接、春日部税務署へ確定申告してください。

◆土地・建物・株式等を売った場合の譲渡所得の申告
◆青色申告 ◆損失申告 ◆令和2年分以前の申告
◆雑損控除 ◆死亡した方の準確定申告
◆住宅借入金等特別税額控除（初年度）がある方 など

町民税・県民税の申告のご案内

申告はお早目に

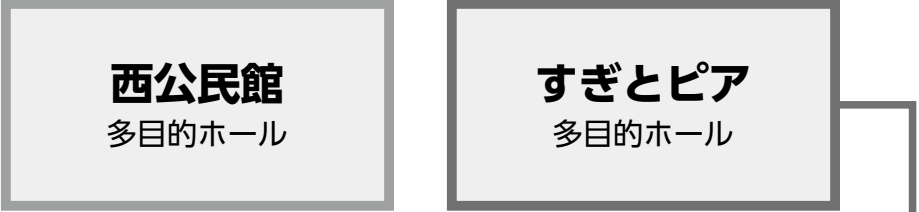
申告期間▼

2/16[※]～3/15[※]

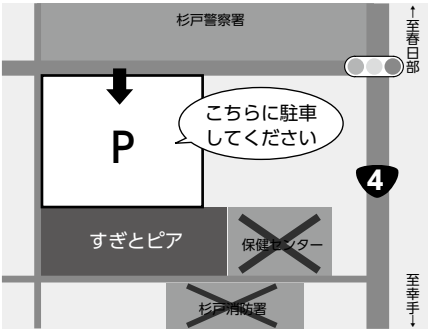
申告会場のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止対策、および町民の皆様が安心して会場にお越しになれるよう、「密集」を避けるため、昨年度より広い会場へと変更になりました。左記、「町民税・県民税申告受付日程表」をご覧ください、指定の会場にお越しください。

申告会場（全2会場）



※杉戸町役場、地区センター、東公民館、南公民館では実施しませんのでご注意ください。



すぎとピア会場駐車場について

お車でご来場の際は、すぎとピア裏手にあります駐車場をご利用ください。（保健センター、杉戸消防署の駐車場は利用できません。）

郵送による申告で待ち時間なし

町民税・県民税の申告書を自宅で記入し、郵送すれば、会場で待つことなく申告が終了します。
申告会場混雑緩和のため、ぜひ、郵送による申告をご利用ください。

▼申告手順

- ①申告書を記入
- ②必要書類をコピーし同封
- ③ポストへ投函



■お手元に申告用紙がない場合は、税務課窓口または町ホームページでお取りいただけます。

来場される方へのお願い

申告会場にお越しになる前に、確認をお願いします。

検温の実施
体調不良時の来場自粛



来場前に自宅にて体温を測ってきてください。発熱がある場合や、咳など風邪の症状がある場合には来場を控えていただくよう、ご協力をお願いします。

マスクの着用
手指消毒



会場ではマスクを常時着用していただき、会場入り口等で手指消毒をお願いします。

少人数での来場



会場には、なるべく申告される方おひとりでお願いします。介助を要する等で複数名お越しになる場合は、必要最小限の人数でお越しください。

「所得税の確定申告」と「町民税・県民税の申告」の違い

毎年1月1日から12月31日までの1年間すべての収入を、翌年の3月15日までに申告することはどちらも同じです。
所得税の確定申告書を提出した場合は、原則として町民税・県民税（個人住民税）の申告書を提出したとみなされます。

	所得税の確定申告	町民税・住民税の申告
申告を基に計算される税目等	所得税を確定し、源泉徴収や予定納税で納めた所得税を精算する。 国税	申告内容が町県民税（個人住民税）の課税資料となる。税額決定後、納税通知書が交付される。 地方税
申告先	申告時の住所地を所管する税務署	令和4年1月1日の住所地である市区町村